

消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会

及び

消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会

平成26年度第3回合同会議

議事要旨

1. 日時 平成27年3月26日(木) 10:00～12:00

2. 場所 経済産業省別館3階312会議室

3. 出席者

(消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会)

齋藤議長、小坂委員、越山委員、徳田委員、横矢委員

(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会)

升田議長代理、青山委員、天野委員、伊藤委員、大河内委員、佐々木委員、
田中委員、東郷委員、長田委員、新倉委員、美馬委員、和田委員

(事務局)

消費者安全調査委員会事務局(消費者庁)

河津審議官、尾原消費者安全課長、土庫事故調査室長、

金田消費者安全課企画官、木原消費者安全課政策企画専門官

経済産業省

佐々木大臣官房審議官、川原製品安全課長、阿由葉製品事故対策室長、

水野製品事故対策室室長補佐、岸田製品事故対策室専門職

(注1) 合同会議の庶務は、消費者安全調査委員会事務局と経済産業省が合同で行う。

欠席者

(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会) 野坂委員

4. 議事

(1) 開会

(2) 審議事項

①調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

②原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

③原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断
する案件について

(3) 閉会

5. 議事概要

・事務局より、審議資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。

①調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

・資料4－(1)及び資料4－(2)に沿って、案件ごとに消費者庁より説明

委員から意見等はなかった。

②原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

・前回審議案件のご指摘に係る報告

・資料5－(1)、資料5－(2)及び動画資料に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201400043（石油給湯機付ふろがま）について、「保存できる3回」をわかりやすく「直近3回」と変えたが、直近3回とすると4回前まではきちんとやっていたと読めてしまう。「保存できる直近3回」と保存できるは残した方が正確な表現と思うが如何か。

経済産業省

ご指摘を踏まえ、文言の整理をさせていただきたい。

委員

A201300267（ガス給湯付ふろがま（LPガス用））について、死亡事故が発生しているわけだが、ケイ素が付着した経緯が特定できず、ケイ素はこの機器部分で使われている物質なのか。それとも全然違う状況の中で、ケイ素があったということなのか。

NITE

ケイ素自身は、この製品機器内部にあるものではない。よく含まれているのは砂。この機器本体にはケイ素は用いられてなく、外部から入ってきたもの。例えば細かい砂などが考えられる。

委員

長い期間、それが付着してきた、蓄積されてきたということか。

NITE

そのとおり。

委員

A201400277（ガスこんろ（都市ガス用））について、東京ガスが数年前にキャビネット内に入っているガス栓について、物を押し込んだり詰めたりする時に誤開放のおそれがあるということでリコールを実施され、誤開放しないよう装置をかぶせる措置をしているが、

今回の奈良県での事故と関係ないことなのか。キャビネット内のガス栓ということで気になった。

経済産業省

地域性は恐らくなくて、安全性についてはガス会社各地域ごとにやっているものと思われる。また、先ほどキャップの話もしたが、安全性の注意喚起は全国の方が確認出来るようになされていると思われる。ただ、この方が認識していたかは、結果として開放してしまっているのでは、確認をさせていただきたい。

委員

東京ガスのその修理に関しては、かなりカチツとしたものをかぶせている。このキャビネット内は実際、どうしてこういう事が起こるかという、このキャビネット内にオープンコンロを設置する人がいるから。だけれども、オープンコンロを設置しなくていいという人は、「キャビネットで使いましょうね」というふうになっている。そうすると、使用しないガスコンロ、ガス栓が残ってしまい、物を色々ぎゅうぎゅう詰めていくと危ないということで、東京ガスは修理をやっているのでは、奈良でもきちんと実施されているか確認しておくべきではないか。

経済産業省

具体的に奈良県も含め、全国的にどのような措置がなされているかも含めて確認をさせていただきたい。

委員

先ほどのケイ素の件で、水道水の水垢汚れの中にケイ素汚れというものがネットであったのだが、そうすると、水道を使っているとどんなものにもケイ素汚れというものがあって、こういう事故につながる可能性があるのではないかと疑問に思ったのだが如何か。これが特殊な例としてケイ素が付着したというのではなくて、水を使っている限りケイ素汚れがあり、それが蓄積される可能性があるのではないか。それが事故の可能性につながるのではないか。

NITE

今回の案件は本来、水がかかったりする場所ではない、熱交換器の部分なので、水とは関係ない事案と思っていただきたい。

委員

水が入らないところに、水が何らかの原因で入ってしまうようなことがあった、ということが割と考えやすいということか。それはあり得ないか。

NITE

この案件は、特に水がその部分にかかったとかいう状況ではない。当然水が度々かかっていけば熱交換器は金属なので腐食した跡とか、水が流れた跡とか付くのだが、そういうものは全然認められないので、水とは関係ないと判断している。

・資料5－(3)に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201400220（IH調理器）の動画説明の中で、NITEの実験の発火の説明の時に、「加熱ボタンを押しました」と言ったが、加熱ボタンを押して発火したのか。

NITE

動画の方は加熱ボタンである。今回の個別事案は揚げ物ボタンになる。

委員

そうすると、揚げ物ボタンで油134gで発火したという動画は、NITEではお持ちでないのか。

NITE

申し訳無い、写真しか用意できていない。

委員

そうすると、非常に勘違いする。この問題は過去にマンション全室焼いたという事故もあり、結局、揚げ物ボタンは油900g以上と書いてあるわけだが、この個別事案は揚げ物ボタンを油134gで使っていて発火しているわけで、先ほどの動画の加熱ボタンで発火したとなると、この事故とは異なってしまうのではないか。

NITE

発火に至る条件が複数存在する。それはビルトインタイプ200ボルトの2口とか3口あるものは200ボルトで動いているので、ほとんどの製品が揚げ物ボタンを押すことによって基本的にゆっくり温度を上げるコントロールをしている。今回の事故は1口のもので、卓上にポンと置いて使うようなものなので、性能的に違いがあるものになる。このIHの天ぶらの場合は、複数の条件が重なり出火した事故になる。基本的には鍋の形状、油の量、加熱ボタンがどうだったかという3つなのですが、通常はその3つが重なった時に燃えるというパターンがほとんどだが、今回の事故は油の量がかなり少な過ぎたために、揚げ物ボタンでも発火してしまう。要するに鍋の底が反っている状態プラス油の量が少ないという2つの条件が重なって燃えた事故となる。

委員

その事故の説明がどうして、134gの油で加熱ボタンで発火しましたという動画になるのかと思う。

委員

事故の説明に当たり、先程の動画をみると、さもこうやって発火するよというふうを受けとれるのだが、説明を伺っていると押したボタンは加熱ボタンだったので、そうするとこちらの個別事案は揚げ物ボタンを押しているのに、何で加熱ボタンで発火した動画が出てくるのかと思う。

NITE

たまたま過去に撮影した動画の条件がそうだったということで、誤解を招いてしまい申し訳ない。

委員

そこは消費者にとって大変紛らわしい部分で、少量の油だと思って加熱ボタンを使ってしまうという消費者は結構いる。900 g と規定してあるから、自分はいくらぐらいの油の量だから、普通の加熱ボタンでいいと思って使って発火してしまう。これは先ほどの説明の温度の上がり方が急激なために、上がってしまうわけだが、今回は本当に揚げ物ボタンで134 g で発火したということなので、そこにあの動画を出すのはどうかなと思う。

NITE

動画の発火させた条件等が違って、混乱をさせてしまったが、動画の方は条件によっては発火するという映像で、その後、実際に今回の案件が加熱ボタンでなくて揚げ物ボタンでも発火した。誤解をさせてしまって申し訳ない。

経済産業省

今度消費者に注意喚起する時は、新しい映像にして誤解のないように気を付けさせていただきたい。今回はこういう条件でということで、前に作った映像でわかりやすいようにと説明をさせていただいた。

議長

こういう燃え方をするのだということを見せていただきたかったということで、条件の説明ではないということで理解してよろしいか。本件の直接の説明には必ずしもなっていない。

経済産業省

本事故については、先に実験をして発火することの確認をして、この事案はこういう判断かと思われる。今の映像についてはご指摘のとおりなので、きちんと誤解ないようにしていきたい。

委員

A201400145（IH調理器）の判断理由に「電気コンロのヒーターの熱でベニヤ板が焼損し、」とあるが、一方で写真を見ると、左右2口、合計4口のコンロという説明で、左右の左側のが焼けているのが見えるが、右側には少し間があいて多分、真ん中に吹き出し口みたいな感じのものがあって、その右側のコンロだと思うが、その説明の回答に「左側ヒーターは使用せず、その左側ヒーターの上にIH調理器を置いていた」という説明があり、結局これはヒーターは使っていなかったという主張だけれども、スイッチが入っていたという事なのか、判断理由のヒーターの熱でベニヤ板が焼けたという理由がよくわからないのだが。

経済産業省

もう一度、そこは整理させていただきたい。焼け方とスイッチがどういうものがついていて、どう焼けたのかが未整理であるので、再度整理をさせていただければと思う。

ベニヤ板の下面、グリルヒーター側ですが、向かって左側になる。焼損が上面、IH調理器側よりも著しかったと報告を受けている。グリルヒーターからの熱、グリルヒーターは下の方の電気ヒーターの左側ですが、向かってそちらの方の熱によってベニヤ板が焼損したものと推定されている。

委員

左側のヒーターがついていただろうということか。

NITE

証言的には使っていなかったという状況だが、明らかにベニヤ板の焼け方を見るとヒーターがついていた。使っていなかったと証言されているが、実際は火がついていたという判断になる。

委員

了解した。であれば、この回答欄が不正確という感じもするので、ご検討いただきたい。

経済産業省

回答欄については整理をさせていただき、ご報告を申し上げます。

議長

回答欄を整理することになると、判断理由に影響する可能性はあるか。回答欄を丁寧に説明し、それで収まるのであれば本日の結論は変更なしで結論とするが、そこに影響するのであれば、次回に持ち越すことになる。

経済産業省

判断理由の変更はないので、結論としてはこちらで良いと思う。回答欄については、今、議長からご指摘がございましたとおり整理をした上で、ご報告をさせていただく。

委員

A201400081（収納家具（収納付きテレビ台））の判断理由に「組立説明書には底板を軸にして裏返すよう図示されていたが、」と書いてあるが、この組立説明書というのはイラストだけの組立説明書か。

今、某メーカーの自分で組み立てる家具というのは本当にイラストだけで、日本語がない。読み取っていかなくてはならず、誤解する場面もあるが、そうすると、判断理由に底板を軸にして製品を裏返すように記載されていると書いてあるのは、そのメーカーのものか。

NITE

そのとおりである。

委員

そうすると、ここにこれだけ書くのは書き過ぎではないかと思う。なかなか理解しにくいイラストもあるように思うが如何か。

経済産業省

ご指摘を踏まえ、組立説明書の記述を整理させていただきたい。

議長

判断理由に手を加えるということか。

経済産業省

判断理由については図示となっているので変わらないが、組立説明書の作り自体がそういうものであるということは、図で構成されていることについては明記させていただく。

委員

A201400195（エアコン）について、事業者が実施したという説明だったが、この表記では事業者が実施したとは読み取れないので、もう一行、何か書き加えた方がいいと思う。一般の消費者、普通にエアコンクリーニングをやりますと謳っている事業者なら大丈夫だと思うが、高度な高い専門知識というものの中で事業者が大丈夫なところ、大丈夫でないところがあるのであれば、そういう認識が必要になると思うので、このまま読むと個人で行ったように読めるので、書き加えていただきたいと思います。

経済産業省

洗浄事業者の施工不良によって発生したもので、結論は変わらないが、その事業者の背景等々については反映できる範囲内にはなるが、判断理由に書き加えさせていただければと思う。

③原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

- ・資料6に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201400066（カイロ（使い捨て式、貼るタイプ））について、非常に大量に作って販売しているものだと思うので、品質管理上のばらつきがあるのではないかと質問したが、その回答が回答になっているのかどうか。

回答を見る限り、2検体だけ検査してばらつきはなかったと判断したように読めてしまうが、少しばらつきというか、こういう製品は多分、中に含める鉄分だとか含有量、周りを包むようなカバーの厚みだとか、密度などによって結構ばらつくと思ったのだが如何か。

NITE

本製品の製造工程は、ロット毎にまとめて材料を混ぜ合わせる。もし混ぜ合わせ方が不十分だった場合には、当然材料に偏りが生じるので、そのロット内でばらつきが大きくなる

というのは考えられるが、基本的にそれがない場合はかなりたくさん量を一度に混ぜ合わせて製造されるので、ロット内でのばらつきは非常に少ない状況になっている。それから、外の包むものは空気、酸素によって酸化することによって発熱するのだが、基本的には同じ材料を使っているのだから、その影響も殆どないと考えている。だから、実際に温度も確かにご指摘のように抜き取りで検査をしている状況で、これは一度使うとその製品は使えなくなってしまうので、そういう方法でしか仕方がないが、基本的にはばらつきは非常に少ない現状ではある。

○その他

委員

資料5の審議冒頭、前回審議案件のご指摘に係る報告があった件について、注意喚起をお願いしたという資料を読んでいたのですが、これは余り趣旨が伝わらないのではないかと懸念している。別刷りで「経年劣化により一酸化炭素が発生してガス中毒に至る可能性があるから注意してください」と書いてあるが、多分、ガス協会の人はそのこと当たり前の常識で、「今さら言われたってそんな事は知っていますよ」という形で捉えられないのかと思う。

なぜかというところ、この事故で問題になったのは、その人の家ではなくて、隣の人のガスの排気が出てきてガス中毒になった。恐らく設置した人は、家の中にガスが充満しないように、外に排気すればよかったという意識があったのではないかと懸念されるわけである。勿論「ガスが出る事自体止めましょう」というのは根本的な理由としては非常に正しいと思うが、ここで考えているのは勿論「そういう一酸化炭素が発生させないようにしてください。ただし、それがもし発生したとしても外に排気口が出ているから、外に流せば大丈夫ですよ」という考え自体が危ないことを喚起しないといけないと思うのである。結局、「長期間使っているガス機器の部品の経年劣化とか、機器内部への塵などの付着によって事故が発生しますから、点検をしっかりとってください」としか書いていないわけである。2項目も、屋内に流入することがあり、どうのこうのと書いてあり、つまりこれは「屋内というよりは、隣に周辺に影響する可能性もきちんと考えてください」ということを喚起することが、ここで読んだ人が見落としていた可能性があるのでは明記した方がいいのではないかと懸念している。だからここに書いてある。

まずは「そういうガスが出ないように、一酸化炭素中毒にならないようにしてほしい」さらに「その時にそういうガスが出たとしても外に出せばいい」という考え方自体に問題があることをしっかりと認識してほしいということを、両方とも伝わるような文章を工夫していただいた方が、この注意喚起が生かされるのではないかと懸念している。

経済産業省

実は、資料の後ろに参考が載っており、これも一緒に配付している。まさにこれを読むことによって、どういった事象が起こったのかをガス事業者等が考え、やや言い方がより具体性等がない点はあるが、実際に起こった事を流すことにより、その事業者あるいは機器製造メーカーがしっかりと注意喚起をすることで考えて、こういった対策をとったと聞いているところ。

委員

これでは弱いと思う。「附属に付いているから分かるでしょう」というのではなくて、1ページ目にバ～ンと書かないと伝わらないと思う。だって、この話はガス協会の人に言うと「そんなの知っていますよ」です。一般の人から見たら「ああそうか」と思うけど、ガス協会の人が見て、そんなこと経年劣化で事故が起こるなんてことは誰だって知っている。でも事故が起こった。それは何が問題だったかをしっかり指摘していただくことが役目と思う。

議長

これを伝達するに当たっては、資料の冒頭を書いてある「隣室の住人が一酸化炭素中毒に遭ったんだ」というところが十分伝わるように伝達していただきたい。

——了——